

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領等に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置対象業者名及び住所
瀧上工業株式会社 愛知県半田市神明町1-1
- 指名停止期間
平成28年11月17日 ～ 平成29年2月16日（3ヶ月間）
- 指名停止の理由
瀧上工業株式会社の営業本部長兼東京支店長ら社員3名が、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所の職員に対して行った贈賄などの容疑により、平成28年9月30日に愛知県警に逮捕された。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第4号（贈賄）等に該当するため。
- 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。(第2号に掲げる場合を除く。) ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 1ヵ月以上3ヵ月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く。) ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 1ヵ月以上12ヵ月以内

要領第4第5号

(公契約関係競売等妨害に係る悪質な事由による加算)

農林水産省又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるときは、それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：経理課契約適正化専門官